

## 令和6年度 器官別検診事業実施要領

### 1 目的

地方公務員法第42条に規定する厚生計画、地方公務員等共済組合法第112条に規定する福祉事業の一環として、各種がん検診等を実施することにより、公立学校共済組合員（以下「組合員」という。）のがん疾患等の早期発見と健康の保持増進を図ることを目的とする。

### 2 対象者

(1) 器官別検診の実施対象者は、令和6年4月1日現在、公立学校共済組合新潟支部（以下「共済組合」という。）の組合員（短期組合員を含む）（以下「組合員」という。）とする。

ただし、任意継続組合員及び休職発令中の者を除く。

(2) 検診の種類毎の対象者は、次表のとおりとする。

検診名	対象者（年齢は令和6年4月1日現在）
大腸がん検診	組合員のうち、人間ドックの承認を受けていない者（以下、「ドック未承認者」という）
子宮がん検診 乳がん検診 骨粗しょう症検診	ドック未承認者で、女性
前立腺がん検診	ドック未承認者で、50歳以上の男性
肺がん検診	ドック未承認者で、次のいずれかの者 ①喫煙指数400以上の者 ②咳や痰が1ヶ月以上続いている者 ③3ヶ月以内に血痰があった者 ④受動喫煙による影響が心配な者

### 3 器官別検診の内容

(1) 実施する検診及び検診方法

次表のとおりとする。

検診名	検診方法	備考
大腸がん検診	便潜血反応検査（2日法）	
子宮がん検診	内診及び細胞診（スメア法）	
乳がん検診	①X線（マンモグラフィ2方向撮影）＋視触診 ②X線（マンモグラフィ2方向撮影） ③超音波（エコー）＋視触診 ④超音波（エコー）	①～④のいずれかを選択する。
骨粗しょう症検診	骨塩定量測定（X線又は超音波）	
前立腺がん検診	血液検査（PSA検査）	
肺がん検診	喀痰細胞診（3日法）	

(2) 検診機関及び検診機関ごとの検査方法

器官別検診の検診機関及び検診機関ごとの実施方法は、共済組合が別表に指定するとおりとする。

(3) 実施期間

器官別検診の実施期間は、令和6年5月21日から令和6年12月31日までとする。

(4) 助成額

器官別検診に係る費用は、その全額を共済組合が助成する。

## 4 実施手続

### (1) 申込手続

ア 器官別検診を希望する組合員は、本要領を確認し実施内容を了解した上で、申込受付期間内にWeb申込受付システムにより申し込む。

複数の検診機関に申し込む場合は、検診機関ごとに申込をしなければならない。

イ 教育庁本庁、出先機関、教育機関及び公立学校共済組合新潟支部に勤務する組合員に係る大腸がん検診及び前立腺がん検診は定期健康診断と同時に実施することができるため、当該検診に限り、「定期健康診断時実施」と申し込むことができる。

※教育庁本庁、出先機関、教育機関は下記所属のとおり

教育庁総務課、教育庁財務課、教育庁福利課、教育庁義務教育課、教育庁高等学校教育課、教育庁生涯学習推進課、教育庁保健体育課、教育庁生徒指導課、上越教育事務所、中越教育事務所、下越教育事務所、新潟県立図書館、生涯学習推進センター、新潟県立文書館、教育センター、少年自然の家

### (2) 承認手続

ア 共済組合は、申込の内容を確認し、承認の可否を決定する。

イ 共済組合は所属長に対して、器官別検診受診予定者一覧を送付する。

ウ 承認者が人間ドックを受診するときは、所属する団体の服務上必要な手続を取るものとする。

### (3) 追加募集

人間ドック及び器官別検診承認者以外を対象に追加募集を行い、追加承認者がいた場合は、所属長に対して器官別検診受診予定者一覧（追加承認者分）を送付する。

### (4) 受診手続

ア 組合員（以下「承認者」という。）は令和6年5月下旬以降において、Web申込受付システムにより承認結果を確認し、承認された検診機関に対して速やかに受診予約を行わなければならない。また、受診に当たっては、検診機関の指示に従って必要な手続を行うものとする。

イ 承認者が器官別検診を受診するときは、所属する団体の服務上必要な手続を取るものとする。

ウ 承認者が器官別検診を受診するときは、承認された検診機関に公立学校共済組合員証（保険証）を提示しなければならない。

### (5) 検診機関の変更

ア 検診機関の変更が認められる場合

承認後の検診機関の変更は、原則認めない。

ただし、検診機関において予定の器官別検診を実施しない場合は変更可能とする。

イ 検診機関の変更手続

① アに該当する承認者（以下「検診機関変更者」という。）は検診機関を変更する旨、共済組合に連絡し、共済組合の承認を得る。

② 検診機関変更者は変更前後の検診機関へ、受診の取りやめ及び受診の予約についてそれぞれ連絡する。

③ 検診機関変更者は、器官別検診検診機関変更届（様式2）により、変更の結果等を共済組合へ報告する。

### (6) 乳がん検診検査方法の変更

承認後、乳がん検診の検査方法を変更する場合は、承認された検診機関に直接連絡し、必要な手続を取るものとする。

なお、この場合共済組合への届出は不要とする。

## (7) 受診の辞退

承認者は、器官別検診の受診を辞退するときは、速やかに検診機関に受診の取りやめを連絡し、器官別検診受診辞退届(様式1)を共済組合に提出しなければならない。

## 5 承認の基準

器官別検診は、原則として希望者を全員承認する。

## 6 服務上の取扱い

### (1) 県立学校及び県教育庁、出先機関、教育機関に在籍する者

ア 器官別検診の受診及び検診機関への往復に要する時間は、厚生計画で定めるところにより職務に専念する義務を免除される。

器官別検診の受診後は、速やかに職場に復帰しなければならない。

イ 器官別検診後の精密検査について、精密検査受診後に「器官別検診精密検査依頼書兼結果報告書」を所属長へ提出することに同意する場合は、職務専念義務の免除の対象とする。

ウ 精密検査の結果、更に詳細な検査が必要となる場合や、治療が必要と判断された場合には、年次休暇又は病気休暇の手続きが必要となる。

エ 私費で受診する器官別検診は、年次休暇の手続きが必要である。

### (2) 市町村立学校及び県立大学等(1)以外に在籍する者

市町村教育委員会等各事業者が定める取扱いによる。

## 7 受診結果の取扱い

### (1) 結果の通知方法

ア 大腸がん検診及び前立腺がん検診

検診機関から本人に直接通知する。

ただし、定期健康診断と同時に実施した場合は、検診機関から所属を通じて本人に通知する。

イ ア以外の器官別検診

検診機関から本人に直接通知する。

### (2) 結果の取扱い

受診結果を受け取った承認者は、結果票を各自適切に保管すること。

## 8 個人情報の取扱い

### (1) 利用目的

本事業により取得した個人情報は、組合員の健康管理事業に利用する。

### (2) 利用する個人情報

本事業により利用する個人情報は、申込書に記載された情報及び受診した検診機関から共済組合に提出される検診結果の一切の情報とする。

### (3) 個人情報の保護

本事業により利用する個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び公立学校共済組合個人情報保護規程(平成30年10月23日全部改正)、健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス等に基づき適正に管理する。

## 9 組合員資格の喪失に伴う手続

承認者が年度途中で組合員の資格を喪失したときは、次によること。

- (1) 年度途中の人事異動や退職で組合員資格を喪失したときは、喪失後に器官別検診を受診できないものとする。ただし、承認者が人事異動後において一般財団法人新潟県教職員互助会の継続会員になる場合や再就職等で新たに組合員資格を取得した場合は除く。
- (2) 承認者は、速やかに検診機関に受診の取りやめを連絡し、器官別検診受診辞退届(様式1)を共済組合に提出しなければならない。

## 10 休職に伴う取扱い

- (1) 申込みの制限

休職発令中の者は、器官別検診を申し込むことができないものとする。

なお、休業中の者は器官別検診を申し込み、受診することができる。

- (2) 承認後の制限

承認者が、器官別検診を未受診のまま、休職発令を受けたときは、器官別検診を受診できないものとする。

この場合、承認者は4(7)「受診の辞退」に準じて手続するものとする。

ただし、当該承認者が3(3)に定める事業実施期間内に復職した場合は、器官別検診を受診することができる。

## 11 助成対象外となる場合

次のいずれかに該当する場合は、当該事業の助成対象とならない。

- (1) 3(3)に定める器官別検診の実施期間外（実施期間前又は実施期間後）に受診した場合
- (2) 承認者が、組合員資格を喪失した後に受診した場合
- (3) 承認者が、休職発令中に受診した場合
- (4) 承認された検診機関と異なる検診機関で受診した場合（検診機関の変更が認められた場合を除く）

## 12 その他

本事業の実施に当たって、その他必要な事項は公立学校共済組合新潟支部長が定める。